

湖北省人民代表大會
農作物の残茎などの野焼き及び総合利用に関する決定
(2015年2月1日に湖北省第12回人民代表大會第3回會議に採決)

新鮮な空気や、清潔な水源、快適な環境、適切な気候は、国民が幸福な生活に対する憧れであり、共通な願いである。中国共産党第18回大會及び第18回大會三中、四中全会の精神を徹底的に履行し、「エコ立省」という戦略を実施し、資源節約及び環境保護を促進するために、農作物の残茎など（以下は、「残茎など」という）の野焼き及び総合利用の推進について、以下の決定を下した。

一、認識を高め、残茎などの野焼き及び総合利用に取り組む責任感及び緊迫感を強化

我が省は農業が盛んな省であり、残茎などの資源は豊富にある。農業生産の発展に伴い、農家のライフスタイルが変わり、余った残茎などは年々増えている。残茎などの総合利用は相対的に遅れており、野焼きは比較的普通になっている。残茎などの野焼きは、資源の無駄や深刻な空気汚染をもたらし、国民の健康に影響を与え、公共の安全を脅かしているため、社会から広く注目され、早急に解決すべき問題となった。

残茎などの野焼き及び総合利用の推進は、耕地の質の向上、農業の増産、農家収入の向上、資源の節約、循環型経済の発展、生態環境の保護、農村の生産・生活状況の改善、社会主義の新しい農村建設の推進につながり、国民生活に関わり、国民の心情にかなない、国民の意思に適合している。

全省各レベルの国家機関、企業、政府系事業組織、社会团体及び多くの国民は、「緑は生死に関わる」という全局のレベルに立ち、資源意識、環境保護意識、エコ意識を確実に強化し、時間は待ってくれないという緊迫感と他人に押しつけないという使命感を持ち、積極的に行動し、勇気を持って責任を負い、力を合わせ、我が省における残茎などの野焼き及び総合利用を力強く推進すべきである。

二、目標を明確にし、残茎などの野焼き及び総合利用を統括

(一) 全体目標

2015年5月1日より、我が省行政区域内において、残茎などの野焼きを禁止する。2020年までに、全省における残茎などの総合利用を95%以上に引き上げるよう努力し、残茎などの比較的完全な収集、保管、輸送システムを整備し、合理的な構造を有し、多元的な利用ができる産業化構造を形成し、エコ効果、経済効果及び社会効果の向上を同時に図る。

(二) 基本的原則

政府が主導し、社会が参加する。各レベルの人民政府は、残茎などの野焼き及び综合利用の推進主体となり、該当行政区域内における残茎などの野焼き及び综合利用に責任を持って取り組み、行政首長の責任制や目標管理責任制及び作業調整メカニズムを構築すべきである。残茎などの野焼き及び综合利用に関する広報・啓蒙活動を行い、社会各方面の力を動員し、積極的に参加してもらい、農家の残茎などの野焼き及び综合利用における積極性、主導性及び創造性を十分に引き出すべきである。

上流における防止措置を講じ、禁止によって利用を促す。野焼き禁止のメカニズムを整備し、上流における防止措置を確実に講じ、残茎などの野焼き禁止目標を達成する。残茎などの野焼き禁止により、综合利用を推進する。

総合的な対策を講じ、利用によって禁止を促す。残茎などの综合利用に関する計画・指導、産業化推進及び政策支援を強化し、市場主導、企業主体、農家参加という持続的なメカニズムを整備する。残茎などの综合利用を推進することにより、残茎などの野焼き禁止目標の達成を保証し、推進する。

三、共に管理を行い、残茎などの野焼きを禁止

(一) 政府の主体的な責任を確実に果たす。省人民政府は本決定に基づき、全省における残茎などの野焼き禁止について全面的取り組み、各部門の責任を明確にし、監督・指導及び責任の追求を強化すべきである。各レベルの人民政府は、残茎などの野焼き禁止に関する実施計画及び具体的な措置を制定、整備し、下部における法律執行の能力を強化し、リアルタイムの監視、現場での法律執行及び総合的な法律執行を強化し、残茎などの野焼き禁止通報受付及び調査・処罰制度を構築し、地域間の連携や部門間の調整を図り、県・郷を中心とし、村・グループで実施する防止・管理メカニズムを整備し、残茎などの野焼き禁止業務の農地までの細分化、責任の明確化を確保すべきである。

(二) 村民自治組織の役割を果たす。村民委員会、コミュニティは、地元政府に協力し、各家まで伝わるように残茎などの野焼き禁止に関する宣伝を行うべきである。関連の村規定や村民規則を定め、残茎などの野焼き禁止の状況を農村文明創建における重要な内容とする。野焼き禁止の責任を明確にし、重点的に監視・管理を行い、専任者による監査、定例巡回を実施し、違法行為を迅速に制止する。

(三) 農家の野焼き禁止に対する意識を高める。農家は農村生産・生活スタイルの転換及び残茎などの野焼き禁止を行う主要な力である。残茎などの野焼き

について、「私と関わりがあり、私からやっていく」という責任意識を強化し、野焼き禁止規定を自ら遵守し、野焼き禁止の宣伝、実施及び監督を積極的に行っていくべきである。

(四) 社会の幅広い参加を動員する。ラジオ、テレビ、ウェブサイド、新聞などのメディアが残茎などの野焼きによる被害、残茎などの综合利用による経済、社会、生態系への効果を幅広く宣伝し、残茎などの野焼き禁止に利する世論雰囲気及び社会環境を醸成すべきである。環境保護公益組織及びボランティアによる残茎などの野焼き禁止活動への参加を奨励し、支援する。

四、多数の対策を同時に講じ、残茎などの综合利用を推進

(一) 統括的な計画を強化し、政策支援を行う。省人民政府は、残茎などの综合利用に関する中長期計画を制定し、残茎などの综合利用に関連する政策・対策を講じ、財政による支援を強化すべきである。市(州)、県(市、区)人民政府は、実情に応じ、地域における残茎などの综合利用に関する計画を制定し、残茎などの综合利用に関する資金を財政予算に計上し、統括的に利用すべきである。奨励及び制限メカニズムを整備し、財政、税制、土地、融資、保険、政府調達などにおける政策支援を強化し、综合利用活動を統括的に推進する。

(二) 技術支援を強化する。技術イノベーション及び技術サービス体制を整備し、大学や、研究機関及び企業による残茎などの综合利用に関する技術及び設備の研究開発を奨励し、支援し、技術の実用化を加速させ、技術利用のモデル拠点を整備し、技術研修を強化し、残茎などの综合利用水準を高める。

(三) 産業化の発展を推進する。市場のニーズに適し、リーダー的な企業を中心に、農家専門組合をつなぎに、農家が積極的に参加する残茎などの収集・保管・輸送体制を構築し、残茎などの综合利用の産業化を図っていく。市場主導の役割を果たし、社会の資本及び企業を残茎などの综合利用に参入するように引き寄せ、一連のモデル事業を実施し、重点企業を支援し、残茎などの综合利用産業チェーンを形成する。

残茎などの肥料化を推進する。保護的な耕作技術を普及し、機械によって粉碎したものを農地に戻し、有機肥料を作るなどの方法による利用を奨励し、残茎などの肥料利用率を効果的に高める。

残茎などの飼料化を推進する。残茎などの飼料加工企業及び畜産農場(戸)がサイレージや、アンモニア化、発酵などの技術を利用して飼料を作ることを

奨励する。

残茎などの培地化を推進する。残茎などを培地とするキノコ栽培を積極に行い、残茎などによる育苗などの産業に力を入れ、残茎などの培地産業の発展を牽引する。

残茎などの原料化を推進する。残茎などによる板材を推進し、農家による工芸品加工業を牽引し、残茎などの産業化利用の水準を高める。

残茎などの燃料化を推進する。残茎などによるメタンガス（バイオガス化）、固化による成形燃料、熱分解ガス化、直接燃焼による発電、炭素化などエネルギー化利用技術を積極的に普及し、エネルギー構造における再生可能エネルギーの割合を高める。

県レベル以上の人民政府は、残茎などの野焼き及び综合利用に関する評価体制を構築し、検査・監督を強化すべきである。残茎などの野焼き及び综合利用について顕著な効果が得られた場合は、表彰と奨励を行う。努力不足により、損失が生じた場合は、その責任を厳しく追及する。残茎などの野焼きを行った場合は、環境保護主管部門が法律に基づき、処罰を行う。

残茎などの野焼き及び综合利用を行うことは、すぐにも効果が現れ、長期的な利益ももたらす。各レベルの人民政府は、指導及び調整を強化し、力を入れて確実に行うべきである。各レベルの人民代表大会及び県レベル以上の人民代表常務委員会は、法律に基づき、責任を十分に果たし、監督を強化すべきである。全省民は、省委員会の指導のもとで知恵を出し合い、力を合わせ、難しい課題に立ち向かい、残茎などの野焼き及び综合利用活動において確実に成果を挙げられるように努力し、エコ湖北省のために新たに貢献していくべきである。

出典：<http://www.whepb.gov.cn/flFg1/15991.jhtml>